

被害対象を減少させるための対策

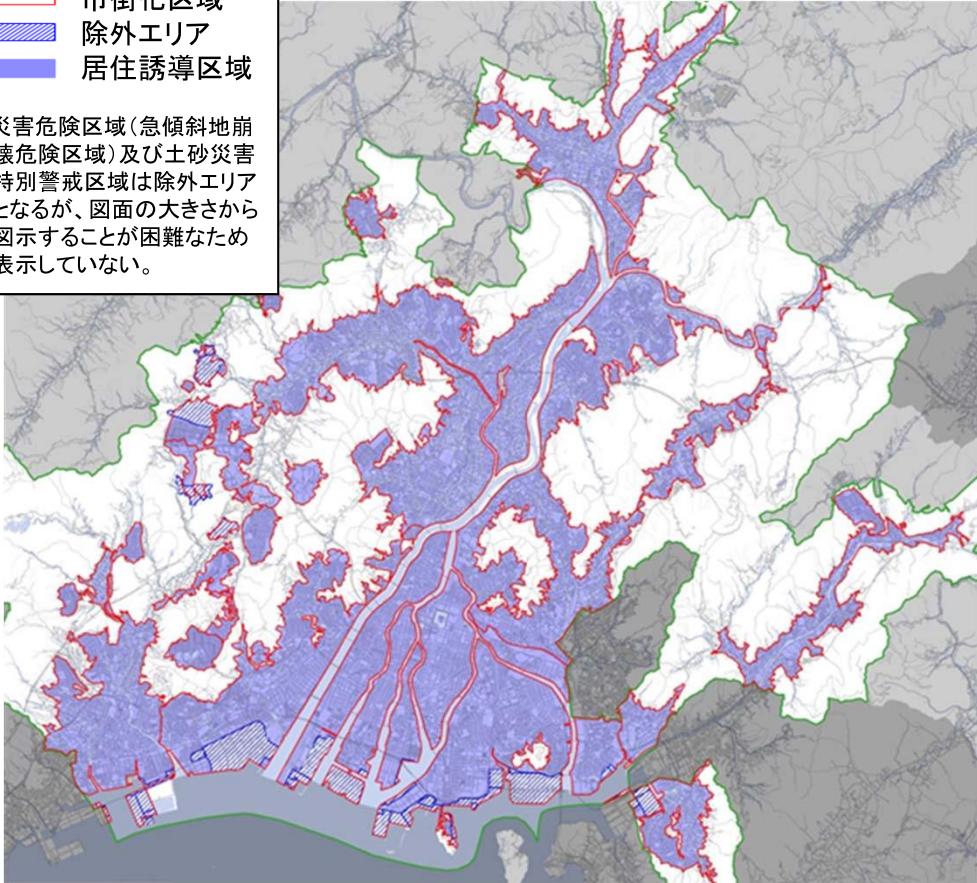
○立地適正化計画の運用

本市においては、平成31年1月に立地適正化計画を作成しており、そのうち居住誘導区域については災害危険区域や土砂災害特別警戒区域を除外した区域としています。その他の災害リスクについてもその区域を明示することで、リスクの低い区域への居住を誘導するとともに、当該区域内の居住者にリスクがあることを認識してもらい、災害に対する備えや早期の避難を促し、被害の軽減を図ることとしています。

凡 例

- 都市計画区域
- 市街化区域
- 除外エリア
- 居住誘導区域

※災害危険区域(急傾斜地崩壊危険区域)及び土砂災害特別警戒区域は除外エリアとなるが、図面の大きさから図示することが困難なため表示していない。



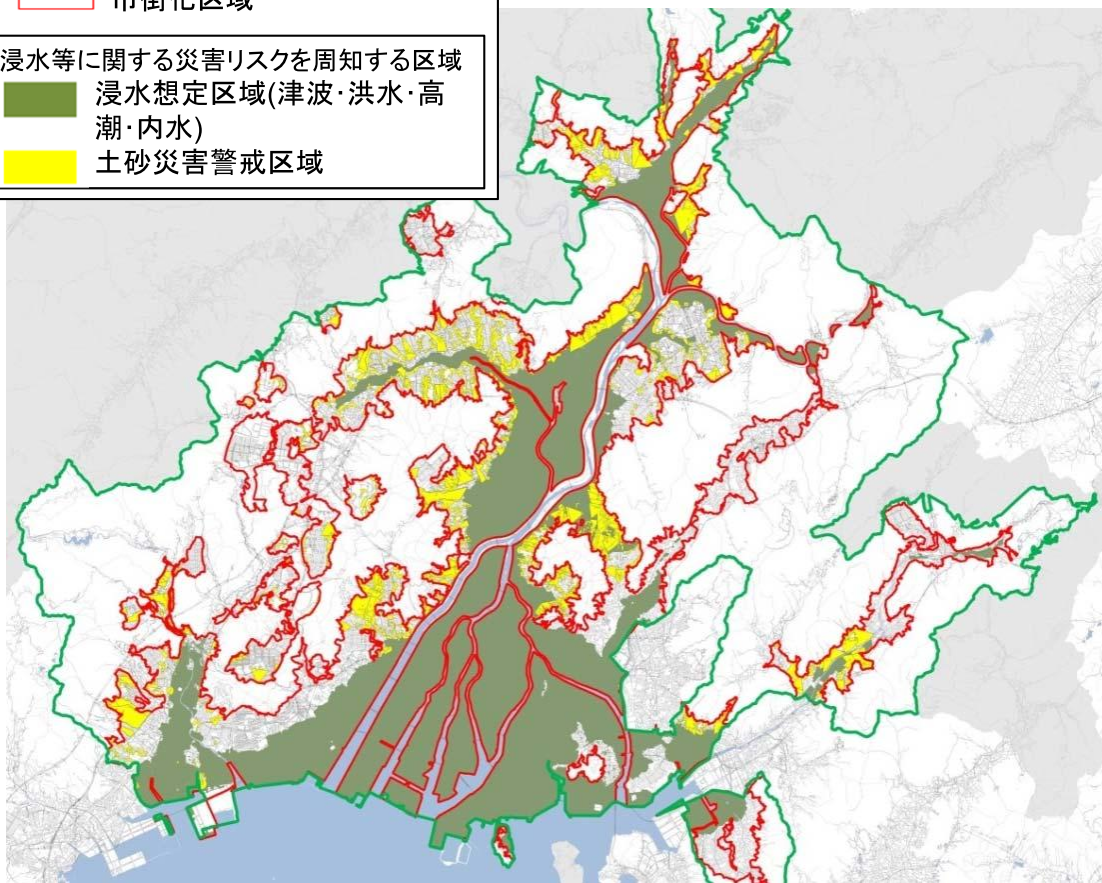
【居住誘導区域】

凡 例

- 都市計画区域
- 市街化区域

浸水等に関する災害リスクを周知する区域

- 浸水想定区域(津波・洪水・高潮・内水)
- 土砂災害警戒区域



【浸水等に関する災害リスクを周知する区域】